

原案	修正案
<p>第十七条の八 特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、法第五十二条の十三第一項第三号の総務省令で定める基準は、放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由があることとする。</p> <p>一 申請者が地上放送事業者等である場合 次のいずれにも該当すること。</p> <p>イ 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 申請者等が特別衛星放送業務(第三項第二号イに係るものに限る。以下イにおいて同じ。)に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えず、かつ、申請者等のうち特別衛星放送業務を行う者(地上放送事業者等に限る。)がすべて認定放送持株会社の子会社(地上放送事業者を除く。)であること。</p> <p>(2) 地上放送事業者(これを支配する者を含む。)が特別衛星放送業務を行う者の議決権の三分の一以上二分の一以下の議決権を有する行為を第三項第七号イに掲げる行為に該当しないものとみなした場合に、申請者等のうち特別衛星放送業務を行う者がすべて地上放送事業者等でないこと。</p> <p>ロ 申請者等が特別衛星放送業務(第三項第二号ロに係るものに限る。)に関し使用するトランスポンダ数の合計が二を超えないこと。</p> <p>二 申請者が地上放送事業者等でない場合 申請者等が特別衛星放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。</p> <p>2 一般衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、法第五十二条の十三第一項第三号の総務省令で定める基準は、放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由があることとする。</p> <p>一 申請者が地上放送事業者等である場合 申請者等が一般衛星放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が十二を超えないこと。</p> <p>二 申請者が地上放送事業者等でない場合 申請者等が一般衛星放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が二十四を超えないこと。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第十七条の八 特別衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、法第五十二条の十三第一項第三号の総務省令で定める基準は、放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由があることとする。</p> <p>一 申請者が地上放送事業者等である場合 <u>申請者等が特別衛星放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えず、かつ、次のいずれにも該当すること。</u></p> <p>イ 次のいずれかに該当すること。</p> <p>(1) 申請者等が特別衛星放送業務(第三項第二号イに係るものに限る。以下イにおいて同じ。)に関し使用するトランスポンダ数の合計が〇・五を超えず、かつ、申請者等のうち特別衛星放送業務を行う者(地上放送事業者等に限る。)がすべて認定放送持株会社の子会社(地上放送事業者を除く。)であること。</p> <p>(2) 地上放送事業者(これを支配する者を含む。)が特別衛星放送業務を行う者の議決権の三分の一以上二分の一以下の議決権を有する行為を第三項第七号イに掲げる行為に該当しないものとみなした場合に、申請者等のうち特別衛星放送業務を行う者がすべて地上放送事業者等でないこと。</p> <p>ロ 申請者等が特別衛星放送業務(第三項第二号ロに係るものに限る。)に関し使用するトランスポンダ数の合計が二を超えないこと。</p> <p>二 申請者が地上放送事業者等でない場合 申請者等が特別衛星放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が四を超えないこと。</p> <p>2 一般衛星放送を委託して行わせる委託放送業務に関し、法第五十二条の十三第一項第三号の総務省令で定める基準は、放送の普及及び健全な発達のため特に必要があると認める場合その他特別の事情がある場合を除き、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事由があることとする。</p> <p>一 申請者が地上放送事業者等である場合 申請者等が一般衛星放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が十二を超えないこと。</p> <p>二 申請者が地上放送事業者等でない場合 申請者等が一般衛星放送業務に関し使用するトランスポンダ数の合計が二十四を超えないこと。</p> <p>3 (略)</p>